

零石町代表監査委員 小田 純治 様

零石町長 猿子 恵久



令和 5 年度定期監査（期中監査）の指摘事項及び注意事項に基づき講じた措置について
標記のことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

1 注意事項及び措置方針

(1) 町民課

[注意事項]

業務委託の見積り合せ顛末報告は、補助金交付・契約締結事務フローによれば、零石町営
工事等の契約に係る指名競争入札及び随意契約事務処理要領第 14 条を準用し、同要領様式
第 15 号の 2 により行うものとされている。また、この様式によらない場合は、同様式にお
いて記載すべき事項が全て記載されていなければならない。

生活習慣病予防教室開催業務委託にかかる見積り合せ顛末報告は、文書管理システムによ
り作成されているが、前述の記載すべき事項の一部に不足があったため、今後改められたい。

[措置方針]

注意事項を踏まえ適切な対応に努めます。

(2) 学校教育課

[注意事項]

備品購入費の執行状況について聴取したところ、今後執行する旨確認したが、当初予算に
計上した備品は特段の理由がない限り、早い時期に予算執行できるよう改善されたい。

[措置方針]

注意事項を踏まえ適切な対応に努めます。

(3) 雫石診療所

[注意事項]

5種類（病棟用ベッド・ベッドサイドレール、カラー担架、スチール製車いす、ベッドサイドテーブル、センサーマット）の備品購入に際し、それぞれ個別に施行伺い、見積り合せ、契約等をしている。見積り合せは、同一日に行われ、参加業者も全て同じで同一業者が落札している。雫石町随意契約ガイドライン3.（3）では、競争性が生じる案件を合理的な理由もなく、故意に分割し少額随意契約とすることは適切でないとしている。本件の場合、備品はいずれも少額であるが、合わせて発注するメリットがあると思われるため、特段の理由がない限り一括で発注すべきである。

上記を含めた備品購入について、仕様書に個別メーカー品の規格が記載されているが、特段の理由がない限り、同等品以上の備品も対象とし、競争性が確保されるよう努められたい。また、個別メーカーの指定をする必要があるなど特段の理由がある場合には、その旨を伺書に明確に記載すべきである。

[措置方針]

- ・今回購入した備品5品は、それぞれ異なる物品になりますが、今後同類の備品購入契約をしようとする場合には、特段の理由が無い限り、合わせて見積り依頼と発注をします。
- ・備品購入の際、個別メーカーの指定をする必要がある場合には、その理由を施行伺いに記載します。